訴 訟 委 任 状

令和 7 年 /2月3ℓ B

住 所 〒 260-0045 葉果子葉中央区弁天 1-1-31

委任者 山本 和夫 印

私は、次の弁護士を代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 平林 健吾(法人受任)

第一東京弁護士会所属

住 所 〒462-8962 東京都大田区街田6-1-3 0011大橋ビル4階 あなたの街の弁護士法人 わが町法律事務所

電 話 03-2460-2355 FAX 03-6350-1356

記

事件の表示 (当事者) 申立人 山本 和夫 相手方 不山 建美 (裁判所) 千葉 地方 裁判所 (事 件) 担宅 賠償 請む

- ・ 上記事件の訴訟行為、訴えの取下げ、和解、請求の放棄、請求の認諾、調停、控訴・上告・ 上告受理の申立て・抗告及びそれらの取下げ、反訴の提起、弁済金物の受領、保管金納入及 び受領、復代理人選任
- ・ 担保保証の供託、同取消し決定の申立て、同取消しに対する同意、同取消し決定に対する抗告権の放棄、権利行使催告の申立て
- ・ 供託書還付請求、供託物及び利息利礼の払渡請求並びに受領
- ・ 債権届出、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権行使ほか債権者としての権利行使
- ・ 民事訴訟法第360条(同法第367条2項、第378条2項による準用の場合を含む)に よる異議の取下げ及びその同意、民事訴訟法第48条(同法第50条3項、第51条による 準用の場合を含む)による脱退

上記当事者間の上記事件に関する一切の件。